

本支店一括登記 特例有限会社（本店移転（管轄登記所外に移転する場合））

受付番号票貼付欄

（変更前の本店所在地を管轄する登記所宛での申請書）

※ 変更前の本店所在地宛での申請書並びに変更後の本店所在地宛での申請書（代理人に申請を委任した場合は委任状も）及び印鑑届書は、同時に、変更前の本店所在地の登記所に提出してください。

特例有限会社本店移転登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事有限会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

（注）変更前の本店を記載します。

1. 支店
管轄登記所 ○○法務局
支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記の事由 本店移転

1. 登記すべき事項 平成○年○月○日本店移転
本店 ○県○市○町○丁目○番○号

（注）変更後の本店を記載します。

日付は変更の決議をした決定書に記載されている移転の時期（実際に移転した日）を記載します。

1. 登録免許税 金 39,000円

登録免許税の本店及び支店分の合計を記載します（内訳についても次の記載例を参考に記載してください。）。登録免許税は、収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

内 訳 本店所在地分 金 30,000円
支店所在地分 金 9,000円

2以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載してください。

1. 登記手数料 金 300円
支店所在地登記所数 1 庁

支店（本店所在地にある支店を除く。）所在地の登記所1庁につき、300円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能）。なお、管轄の登記所は、http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.htmlで御確認いただけます。

納付額合計 金 39,300円

1. 添付書類
株主総会議事録 1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1 通
取締役決定書 1 通
委任状 1 通

(注) 代理人に申請を委任した場合にのみ、必要となります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※1
申請人 〇〇商事有限会社 ※2

※1～※4には、それぞれ、
※1→変更後の本店
※2→商号
※3→代表取締役の住所及び氏名
※4→代理人の住所及び氏名を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※3
代表取締役 〇〇〇〇 (印)

変更前の本店を管轄する登記所に提出している印鑑を押します。

契
印

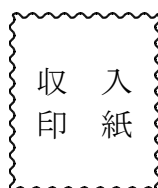
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※4
上記代理人 〇〇〇〇 (印)

代理人が申請する場合にのみ、代理人の印鑑（認印）を押します。
この場合、代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇支 局 御中 (注) 変更前の本店を管轄する登記所名を記載して下さい。
出張所

収入印紙貼付台紙（登録免許税分）



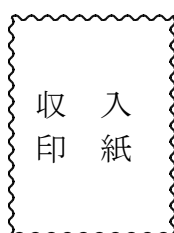
（注）割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

収入印紙貼付台紙（登記手数料分）



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

臨時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数 〇〇名
発行済株式の総数 〇〇〇〇株
(自己株式の数 〇〇〇〇株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権のある当会社株主総数 〇〇名
議決権のある発行済株式総数 〇〇〇〇株
総株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席株主数 (委任状による者を含む) 〇〇名
この議決権のある持株総数 〇〇〇〇株
この議決権の総数 〇〇〇〇個
出席取締役 〇〇〇〇 (議長兼議事録作成者)
〇〇〇〇
〇〇〇〇

以上のとおり総株主の半数以上の株主が出席したので本会は適法に成立した。よって代表取締役〇〇〇〇は議長席に着き開会を宣し、直ちに議事に入った。

議案 定款変更の件

議長は、業務の都合上、本店を〇県〇市に移転したいことを述べ、その理由を説明し、定款〇条を次のとおり変更した旨を述べ、その賛否を問うたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

(本店)

第〇条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。閉会時刻は午前〇時〇分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役の全員がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社臨時株主総会

代表取締役 (議長) 〇〇〇〇 印
取締役 〇〇〇〇 印
取締役 〇〇〇〇 印

(注) 株主総会議事録が複数ページになる場合には、各ページのつづり目に契印してください。契印は、議事録署名者のうち1名の印鑑で構いません。

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは、『株主リスト』が登記の添付書面となります』 (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html) を御覧ください。

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案*1 につき，総議決権数*2（当該議案につき，議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって，次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所，当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては，その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は，次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し，その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称*3・4	住所	株式数(株)*5	議決権数	議決権数の割合
1	A田 B男	〇県〇市〇町〇番〇号	30	30	30.0%
2	C田 D女	〇県〇市〇町〇番〇号	25	25	25.0%
3	E田 F男	〇県〇市〇町〇番〇号	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
			総議決権数	100	

平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社

代表取締役 法務 太郎 印*6

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足ります。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含みます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足ります。
- *6 登記所届出印を押印してください。

取締役決定書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

取締役決定書

平成〇年〇月〇日、当会社取締役の全員一致（又は過半数）をもって、次の事項を決定した。

1 決定事項

本店を〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号に移転すること。

なお、移転の時期は、平成〇年〇月〇日とすること。

上記の決定を明確にするため、この決定書を作成し、出席取締役がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限公司

出席取締役

〇〇〇〇

印

同

〇〇〇〇

印

同

〇〇〇〇

印

委任状の例（変更前の本店所在地を管轄する登記所宛て）

委 任 状

私は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇を代理人に定め、下記の権限を委任する。

- 1 平成〇年〇月〇日に当社の本店を移転したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件
(注) 原本還付を請求する場合に記載します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇商事有限会社

代表取締役 〇〇〇〇 ⑩ (注)

- (注) 1 変更後の本店を記載します。
- 2 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押印します。

(変更後の本店所在地を管轄する登記所宛ての申請書)

受付番号票貼付欄

特例有限会社本店移転登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事有限会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

(注) 変更後の本店を記載します。

1. 登記の事由 本店移転

1. 登記すべき事項 平成○年○月○日本店移転
その他の事項は、別添登記事項証明書記載のとおり

(注) この申請書と登記事項証明書とをつづって契印してください。

なお、本店移転の前提として商号等の変更登記を行っている場合には、登記事項証明書の引用ができないため、登記すべき事項を「別添CD-Rのとおり」等と記載し、登記すべき事項を記録したCD-R等を提出する必要があります。

1. 登録免許税 金30,000円

(注) 1件につき3万円です。収入印紙又は領収証書で納付します。
(→収入印紙納付台紙へ貼付)

1. 添付書類
委任状 1通

(注) 代理人に申請を委任した場合にのみ、必要となります。
それ以外の添付書類は必要ありません。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※1
申請人 ○○商事有限会社 ※2

※1～※4にはそれぞれ
※1→変更後の本店,
※2→商号,
※3→代表取締役の住所,
※4→代理人の住所
を記載します。

○県○市○町○丁目○番○号※3
代表取締役 ○○○○ ⑩

代表取締役の印鑑については、「印鑑届書」によって変更後の本店を管轄する登記所に提出する印鑑を押します。

○県○市○町○丁目○番○号※4
上記代理人 ○○○○ ⑩

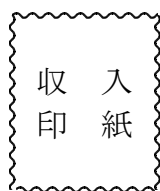
代理人が申請する場合にのみ、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は、必要ありません。

連
絡先の電話番号 ○○
-○○○○-○○○○

(注) 変更後の本店を管轄する登記所名を記載します。

○○法務局 ○○支局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページの綴り目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押印した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の入力例

「商号」〇〇商事有限会社

「本店」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「公告をする方法」官報に掲載してする。

「会社成立の年月日」昭和〇年〇月〇日

「目的」

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

「発行可能株式総数」60株

「発行済株式の総数」60株

「資本金の額」金300万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「資格」取締役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「氏名」〇〇〇〇

「登記記録に関する事項」

平成〇年〇月〇日〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号から本店移転

- (注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

- 2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

委任状の例（変更後の本店所在地を管轄する登記所宛て）

委 任 状

私は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 平成〇年〇月〇日に当社の本店を移転したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件
(注) 原本還付を請求する場合に記載します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇商事有限会社

代表取締役

〇〇〇〇

印 (注)

- (注) 1 変更後の本店を記載します。
2 代表取締役が新所在地を管轄する登記所に提出する
印鑑を押します。